

令和6年度包括外部監査結果に基づく措置の状況
観光及びこれに関連する事業に係る施策及び事務の執行について

対応区分 「措置済」 措置が完了したもの又は具体的な対応方針・内容が決定しているもの
「対応中」 具体的な対応方針・内容について検討中であるもの
「不措置」 措置する必要がなくなったもの、合理的な理由により対応しないもの、
市としては適切な処理であると認識しているもの又は措置不能なもの等
措置を講じないことを決定したもの

頁	区分	項目	指摘事項・意見（抜粋）	担当部署（所管課）	対応区分	措置状況・理由
93	指摘1	第4部 外部監査の結果及び意見 第3. 個別事業に関する監査の結果及び意見 (12) 高梁川流域地域間観光連携事業	イベントの景品として用意した切手シートの管理が不十分である。切手は換金可能性が高いため、配布先、枚数などの受払簿のようなものを作成し、厳重な管理をする必要がある。もしくは、換金可能性の高いものをプレゼントとすべきではない。	観光課	措置済	令和6年7月より、受払簿を作成し、切手シートは鍵付きロッカーで管理しています。令和7年度以後、イベントの景品については、換金可能性を考慮の上、慎重に検討するようにしています。
123	指摘2	第4部 外部監査の結果及び意見 第3. 個別事業に関する監査の結果及び意見 (15-5) 観光施設管理運営事業(児島観光港)	警備業務委託の随意契約締結時の決裁文書である「起案書及び支出命令書」において、随意契約とした理由が実態と異なっているにも関わらず、承認されている。判断を誤る恐れがあるため、随意契約を行う場合は、適切な理由を確認したうえで決裁を行うべきである。	児島支所産業課	措置済	ご指摘を受け、令和6年9月に、「起案書及び支出命令書」の備考欄に、随意契約とした適切な理由を記載するよう修正しました。以後、起案時に適切な理由となっているかを確認するとともに、決裁権者においても十分に確認したうえで決裁するよう徹底しています。
132	指摘3	第4部 外部監査の結果及び意見 第3. 個別事業に関する監査の結果及び意見 (15-7) 観光施設管理運営事業(倉敷市鷺羽山ビジターセンター)	指定管理業務評価結果書における、倉敷市の評価コメントの一部に誤りがある(実施した自主事業数の記載誤り)。自主事業数は、事業の目標値として設定されているものであり、適切な評価を行うためには正しい数値を用いるべきである。	観光課	措置済	令和7年5月に、令和5年度分の指定管理業務評価結果書の評価コメントを修正し、市企画経営室のホームページ上に掲載されているデータの差し替えを行いました。令和6年度分の指定管理業務評価については、適正な数値を用いて評価を行いました。
157	指摘4	第4部 外部監査の結果及び意見 第3. 個別事業に関する監査の結果及び意見 (20) 暮らしき地域資源情報発信事業	委託事業者の選定において、プロポーザル方式による審査会で審査委員が欠席した場合の取扱いが定められていない。厳正な審査を実施するために、審査委員が欠席した場合の取扱いを定め、当該基準に則った審査を実施すべきである。	商工課	措置済	令和7年5月に審査会設置要綱を改正し、審査会の成立要件として、構成員の過半数が出席することを規定しました。また、構成員は構成団体から出席可能な要員を選出してもらうようにすることで、欠席がないように改善措置をしました。
170	指摘5	第4部 外部監査の結果及び意見 第3. 個別事業に関する監査の結果及び意見 (25) 中心市街地活性化事業	委託事業者の選定において、プロポーザル方式による審査会で審査委員が欠席した場合の取扱いが定められていない。厳正な審査を実施するために、審査委員が欠席した場合の取扱いを定め、当該基準に則った審査を実施すべきである。	まちづくり推進課	措置済	令和7年度に実施するプロポーザルから、中心市街地みらいの灯りプロジェクト実施業者選定委員会設置要領第4条第3項「委員に事故あるときは、当該委員もしくは委員長の指名した者がその職務を代理する。」の項目に基づき、審査委員の欠席時の対応を行い、欠員を補充して厳正な審査を行えるよう、取扱いを変更しました。
177	指摘6	第4部 外部監査の結果及び意見 第3. 個別事業に関する監査の結果及び意見 (26) まちづくり基金事業	倉敷市まちづくり基金事業補助金について、仕入れに係る消費税等相当額の確定に伴う補助金の返還について、担当者における消費税申告等の理解が不十分であり、交付要領を変更するなど仕組みを検討する必要がある。	まちづくり推進課	措置済	令和6年度より施行している交付要領では、「消費税及び地方消費税を除く」とし、運用しています。
179	指摘7	第4部 外部監査の結果及び意見 第3. 個別事業に関する監査の結果及び意見 (26) まちづくり基金事業	倉敷市まちづくり基金事業補助金交付額の決定にかかる決裁において、倉敷市職務権限規程に定める適切な決裁権者の承認がなされていないものが発見された。決裁権者が適切であるかの確認体制を構築する必要がある。	まちづくり推進課	措置済	令和6年度より、起案者は手動による決裁設定をしないように徹底しており、併せて決裁権者による最終確認も十分行うよう徹底しています。
180	指摘8	第4部 外部監査の結果及び意見 第3. 個別事業に関する監査の結果及び意見 (26) まちづくり基金事業	倉敷市まちづくり基金事業補助金交付要領第14条において、基金の啓発を目的として、補助事業者は、補助事業の実施に際し、事業又は施設等の宣伝等を行う場合は、各宣伝媒体において、倉敷市まちづくり基金の補助を受けていることを明記又は明示しなければならないと定められているにもかかわらず、令和5年中に補助事業者として補助金の支出を行った事業者のチラシ、HP等において明記されていないものが発見された。実績報告書などの提出とあわせて当該資料を補助事業者から提出させるなどして、その事実を確認する必要がある。	まちづくり推進課	措置済	令和6年度より、実績報告書の提出時に、実績報告・補助金請求書類チェックシートによって、事業の実施状況がわかるものとして写真やパンフレット等の提出がなされたかを確認する方法に変更し、当該資料にこの補助金を受けていることが明記されていることを確認することとしました。その結果、令和6年度の全ての補助事業者から当該資料の提出があり、当該資料にこの補助金を受けていることが明記されていることを確認しています。

令和6年度包括外部監査結果に基づく措置の状況
観光及びこれに関連する事業に係る施策及び事務の執行について

対応区分 「措置済」 措置が完了したもの又は具体的な対応方針・内容が決定しているもの
「対応中」 具体的な対応方針・内容について検討中であるもの
「不措置」 措置する必要がなくなったもの、合理的な理由により対応しないもの、市としては適切な処理であると認識しているもの又は措置不能なもの等措置を講じないことを決定したもの

頁	区分	項目	指摘事項・意見（抜粋）	担当部署（所管課）	対応区分	措置状況・理由
187	指摘9	第4部 外部監査の結果及び意見 第3. 個別事業に関する監査の結果及び意見 (28) 地域おこし協力隊活動推進事業	受入団体へ支払う委託料の内訳について、受入団体の事務費が二重で計上されているものが発見された。十分なチェックを行い、防止する必要がある。	まちづくり推進課	措置済	事務の煩雑さと精算時のトラブルを解消するため、令和6年度から協力隊の活動経費は受入団体を経由せず、協力隊本人に対し補助金として直接支給し、受入れ団体へ支払う委託料は事務費のみに変更しています。また、二重計上を防止するため、毎月チェックを行っています。
197	指摘10	第4部 外部監査の結果及び意見 第3. 個別事業に関する監査の結果及び意見 (31) 高梁川流域移住交流推進事業	プロポーザル方式による業者選定後、選定事業者との間で仕様書の協議を行うこととなっているが、その後の見積書の徴収がなされおらず、プロポーザルによる提案時の見積書によって契約事務が行われている。「プロポーザル方式 事務の手引き」においても見積書の徴収が求められているように、入札手続きに準じて見積書の再徴収を行わなければならない。	企画経営室くらしき移住定住推進室	措置済	令和7年度から取扱いを変更し、これまでに実施した倉敷市移住・定住インスタグラム運営等業務を含む3件のプロポーザルにおいては、いずれも選定事業者から仕様書の協議後に見積書を再徴収しています。

(公表日：令和7年8月26日 通知日：令和7年8月5日 法第17号)